

生徒指導関係の諸規程について

現在、生徒指導関係の諸規程について、見直しを図っています。以下にアルバイト規程を提示いたしますのでご確認ください。今後も、生徒及び保護者の皆様に周知が必要なものについては順次提示していきます。

校内規程Ⅲ 生徒指導に関すること

3 アルバイト規程

- 1 原則として禁止する。
- 2 経済的にやむを得ない事情により、アルバイトをしようとする者で、以下の付帯条件をすべて満たす者は、事前にアルバイト許可願（様式第15号）を提出し、校長の許可を得ること。
(付帯条件)
 - (1) 事業主、保護者の同意を必要とする。
 - (2) 学業成績、素行に問題がないこと。
 - (3) 学習、部活動等学校の教育活動に支障のないこと。
 - (4) 特別な場合を除き、長期休業中に限る。
- 3 常に許可証を携帯し、一高生としての自覚を持ち行動する。

附則 この規程は、平成28年7月20日から施行する。

(平成28年7月13日改定)

今後は、懲戒規程について検討の後、提示する予定です。また、生徒手帳への掲載についても検討していきます。

いじめ防止対策推進法第十三条に定められている「学校いじめ防止基本方針」は本校 HP「生徒指導」に掲載しています。この方針についても、いじめの防止、いじめへの対処に努めながら、より実効性のあるものに改定していきます。

文責：生徒指導主事 青木 裕信

TEL 019-623-4491